

函館市成年後見制度利用支援事業実施要綱

函館市成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成１６年４月１日施行）の全部を改正する。

目次

- 第１章 総則（第１条・第２条）
- 第２章 市長申立て（第３条～第９条）
- 第３章 申立費用の助成（第１０条～第１６条）
- 第４章 後見人等に対する報酬の助成（第１７条～第２３条）
- 第５章 雑則（第２４条・第２５条）
- 附則

第１章 総則

（趣旨）

第１条 この要綱は、判断能力が十分でない認知症等の高齢者、知的障がい者および精神障がい者（以下「要支援者」という。）の福祉の向上を図るため、成年後見制度の市長申立ておよび成年後見制度の利用に必要な費用を負担することが困難である者に対する助成を行う成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「後見開始等審判」 次に掲げる審判をいう。
 - ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 7 条の規定による後見開始の審判
 - イ 民法第 11 条の規定による保佐開始の審判
 - ウ 民法第 13 条第 2 項の規定による保佐人の同意を要する行為の範囲の拡張の審判
 - エ 民法第 15 条第 1 項の規定による補助開始の審判
 - オ 民法第 17 条第 1 項の規定による補助人の同意権の付与の審判
 - カ 民法第 876 条の 4 第 1 項の規定による保佐人の代理権の付与の審判
 - キ 民法第 876 条の 9 第 1 項の規定による補助人の代理権の付与の審判
- (2) 「市長申立て」 次に掲げる規定に基づき、市長が行う後見開始等審判の申立てをいう。
 - ア 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条
 - イ 知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の 2
- (3) 「親族等」 配偶者および二親等内の親族をいう。
- (4) 「後見人等」 成年後見人、保佐人または補助人をいう。
- (5) 「被後見人等」 後見人等が選任された要支援者であつて、第 3 条第 1 項第 1 号の要件を満たすものをいう。

第2章 市長申立て

(市長申立ての対象者)

第3条 市長申立ての対象となる者は、要支援者であって、次の各号のいずれにも該当するもの（以下、この章において「対象者」という。）とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ア 函館市に住所を有する者。ただし、函館市内の施設等への入所・入居等に伴い函館市に転入した者のうち、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者（都道府県を除く。以下同じ。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施機関または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の実施機関が函館市以外の市区町村（長）となっている者を除く。
- イ 函館市に住所を有しない者のうち、函館市外の施設等への入所・入居等に伴う函館市からの転出により、介護保険の保険者、国民健康保険の保険者、生活保護法による保護の実施機関または障害者総合支援法の実施機関が函館市（長）となっている者

(2) 次のいずれかに該当する者

- ア 親族等がない者
- イ 親族等があっても、後見開始等審判の申立てを拒否している者
- ウ 親族等があっても、虐待、財産の侵害等の事実がある者
- エ 親族等が戸籍上確認できるが、音信不通の状態にある者
- オ 後見開始等審判の申立てに急を要すると市長が判断する者

2 前項の規定に関わらず、対象者に三親等または四親等の親族がいる場合であって、当該親族において後見開始等審判の申立てをすることが明らかであるときは、市長申立ては行わないものとする。

(市長申立ての要請)

第4条 要支援者に係る民生委員等の支援者その他関係機関の職員は、対象者と判断される要支援者がいるときは、函館市成年後見制度市長申立て要請書（様式第1号）により、その者の市長申立てを市長に要請することができる。

(調査および決定)

第5条 市長は、市長申立てを行うに当たっては、次の各号に掲げる事項の調査を行い、申立ての適否および申立ての種類を決定するものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力
- (2) 対象者の生活状況および健康状況
- (3) 対象者の親族等の存否
- (4) 対象者の親族等の後見開始等審判の申立てを行う意思の有無
- (5) 対象者の福祉の増進を図るために必要な事情

2 市長は、市長申立てを含む、対象者の適切な支援方法を検討するため必要に応じて関係者による会議を開催するものとする。

(市長申立ての手続き)

第6条 市長申立てに係る申立書、添付書類および予納すべき費用等の手続きは、対象者に係る

審判を直轄する家庭裁判所の定めるところによる。

（市長申立てに係る費用負担）

第7条 市長は、市長申立てについて、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、後見開始等審判の申立てに要する費用（以下「申立費用」という。）を負担するものとする。

（申立費用の求償）

第8条 市長は、前条の規定に基づき負担した申立費用について被後見人等への求償権を得るため、家事事件手続法第28条第2項の規定に基づく手続費用の負担命令に関する申立てを家庭裁判所に対して行うものとする。

2 市長は、家庭裁判所が被後見人等による申立費用の負担を決定したときは、後見人等を通じ、被後見人等に当該申立費用を求償するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者（被後見人等）が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は第1項の申立てまたは前項の求償を行わないことができる。

（1）生活保護法に規定する被保護者（以下「生活保護受給者」という。）

（2）市民税非課税世帯に属する者

（3）その他申立費用を負担することが困難であると認められる者

（親族等への情報提供）

第9条 第5条第1項第4号の調査は、後見開始等審判の申立てに係る回答書（様式第2号）により行うものとする。この場合において、市長は、対象者の状況等の情報を必要な範囲内で当該親族等に提供することができるものとする。

2 前項の情報の提供を行うときには、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および函館市個人情報の保護に関する規則（令和5年1月19日規則第2号）に基づき、個人情報の保護に最大限の配慮をしなければならない。

第3章 申立費用の助成

（申立費用の助成の対象者）

第10条 申立費用の助成の対象となる者は、被後見人等および配偶者または四親等内の親族のうち、被後見人等の後見開始等審判の申立てを行った者（以下「申立人」という。）であって、次の各号に掲げる場合において、第12条による交付申請を行った日に、それぞれ当該各号に定める要件に該当する者（以下、この章において「対象者」という。）とする。

（1）申立人が被後見人等の場合

生活保護受給者、市民税非課税世帯に属する者、またはその他の理由により申立費用を負担することが困難であると認められる者

（2）申立人が親族の場合

生活保護受給者、市民税非課税の者、またはその他の理由により申立費用を負担することが困難であると認められる者であって、かつ、被後見人等が前号の要件に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、申立人が次の各号に該当するときは、対象者とししないものとする。

(1) 申立人が被後見人等の場合

その世帯の預貯金の総額を世帯員数で除して得た金額が50万円以上であるとき

(2) 申立人が親族の場合

その者の預貯金の額が50万円以上であるとき。ただし、当該親族が被後見人と同一世帯であるときは、前号に該当するとき。

(申立費用の助成額)

第11条 申立費用の助成額は、次に掲げる費用とする。

(1) 収入印紙代

(2) 郵便切手代（家庭裁判所予納分に限る。）

(3) 診断書料

(4) 鑑定料

(5) 戸籍謄本など申立ての添付書類の交付手数料および証明手数料

(申立費用の助成の交付申請等)

第12条 申立費用の助成を受けようとする対象者は、函館市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付申請書（様式第3号）を後見開始等審判の確定日から60日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 後見開始等審判の審判書謄本の写し

(2) 審判が確定したことの分かる書類

(3) 申立費用が分かる領収書

(4) 第10条に規定する要件に該当することが確認できる書類

(5) 後見人等が家庭裁判所に初回報告で提出した財産目録の写し

(6) その他確認を要する事項に関する書類

(助成の承認または却下の決定)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、原則として当該申請書を受理した日から14日以内に、内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、函館市成年後見制度利用支援事業助成金交付（却下）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(報告義務)

第14条 申請者は、被後見人等（配偶者または四親等内の親族が申立てを行った場合は、当該親族を含む。次条において同じ。）の資産状況等に変化があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第15条 市長は、申立費用の助成を決定した場合において、被後見人等の資産状況等の変化により、第10条に規定する要件を満たさなくなったとき、その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成を中止し、または助成の金額を変更することができる。

(助成金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正な手段等により助成を受けた者に対し、助成することとした決定の全部または一部を取り消し、助成した額の返還を命ずることができる。

第4章 後見人等に対する報酬の助成

（報酬の助成の対象者）

第17条 後見人等（親族以外の第三者に限る。以下、この章において同じ。）に対する報酬の助成の対象となる者は、第19条による交付申請を行った日において、次の各号のいずれかに該当する被後見人等（以下、この章において「対象者」という。）とする。

（1）生活保護受給者

（2）市民税非課税世帯に属する者

（3）その他の理由により、後見人等に対する報酬を負担することが困難であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、被後見人等の世帯の預貯金の総額を世帯員数で除して得た金額が50万円以上であるときは、対象者とししないものとする。

（報酬の助成対象期間および助成金の額）

第18条 報酬の助成の対象期間（以下「助成対象期間」という。）は、家庭裁判所が決定した報酬付与の対象期間のうち、直近の24か月以内とする。

2 報酬の助成金の額は、月を単位として算出するものとし、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内とする。ただし、次の各号に掲げる額を上限とする。

（1）居宅の場合 月額28,000円

（2）施設入所等の場合 月額18,000円

3 前項に規定する施設は、次の各号に掲げるものとする。

（1）生活保護法に規定する保護施設

（2）障害者総合支援法に規定する障害者支援施設

（3）老人福祉法に規定する老人福祉施設

（4）介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する（地域密着型）介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院および旧介護保険法に規定する介護療養型医療施設

（5）医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院および診療所

4 第2項に規定する助成金の額の上限の算定に当たり、助成対象期間の始期または終期が月の中途である場合は、当該月は日割計算（1円未満の端数は切り捨てる。）により算出するものとし、助成対象期間に、居宅と施設入所等の期間が混在する月があるときは、居宅の基準月額を適用するものとする。

5 対象者が次条による交付申請の前に死亡した場合の報酬の助成金の額は、家庭裁判所が決定した報酬額から対象者の遺留財産（残余の遺留金をいう。）を差し引いてもなお不足する金額とする。ただし、前各項により算出した額を上限とする。

（報酬の助成の交付申請等）

第19条 報酬の助成を受けようとする対象者は、函館市成年後見制度利用支援事業（報酬費用）助成金交付申請書（様式第4号）を報酬付与の審判日から60日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請前に対象者が死亡した場合は、当該対象者の後見人等が前項による交付申請ができるものとする。

3 第1項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 報酬付与の審判書謄本の写し
 - (2) 報酬付与の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録の写し
 - (3) 第 17 条に規定する要件に該当することが確認できる書類
 - (4) その他確認を要する事項に関する書類
- (助成または却下の決定)

第 20 条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、原則として当該申請書を受理した日から 14 日以内に、内容を審査のうえ、助成の可否を決定し、函館市成年後見制度利用支援事業助成金交付（却下）決定通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

(報告義務)

第 21 条 申請者は、対象者の資産状況等に変化があったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第 22 条 市長は、報酬の助成を決定した場合において、対象者の資産状況等の変化により、第 17 条に規定する要件を満たさなくなったとき、その他事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成を中止し、または助成の金額を変更することができる。

(助成金の返還)

第 23 条 市長は、偽りその他不正な手段等により助成を受けた者に対し、助成することとした決定の全部または一部を取り消し、助成した額の返還を命ずることができる。

第 5 章 雑則

(実施体制)

第 24 条 支援事業の実施に当たっては、認知症等の高齢者については高齢福祉課が、知的障がい者については障がい保健福祉課または亀田福祉課が、精神障がい者については障がい保健福祉課が、それぞれ必要な事務を行うものとする。

(補則)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(事務取扱要領の廃止)

- 2 函館市成年後見制度利用支援事業事務取扱要領（平成 26 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行日前に、申立費用および後見人等に対する報酬の助成の申請があったものについては、改正前の旧要綱を適用する。
- 4 この要綱の施行の日から平成 31 年 6 月 30 日までの間において、第 19 条に規定する報酬の助成の交付申請を行った者については、第 18 条第 1 項の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

函館市成年後見制度市長申立て要請書

年 月 日

函館市長 あて

下記の者は，判断能力が十分でなく，親族がいない（不明），または親族による適切な支援が期待できない状態であり，成年後見制度の利用が必要と判断されますので，市長による申立てをお願いしたい。

ふりがな 対象者氏名		生年月日	
対象者住所			

※添付書類：市長申立て要請者からの情報提供書（様式第 1 号関連）

【要請者】

所属（または住所）

氏名

電話

様式第 2 号（第 9 条関係）

後見開始等審判の申立てに係る回答書

年 月 日

函館市長 あて

住所

氏名

※未成年者の場合は、法定代理人親権者が記入してください
法定代理人親権者氏名

生年月日 年 月 日

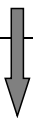
御本人様との続柄

電話 — —

私の親族である の成年後見制度における後見開始等審判の申立てについて、次のとおり回答します。

※該当するどちらかに○を記入願います。

	1 私は、後見開始等審判の申立てを行う意思がありますので、 函館市長が申立てを行う必要はありません
	2 私は、後見開始等審判の申立てを行う意思がありませんので、 函館市長が申立てを行うことに同意します



※ 2 を選んだ場合、以下にも記入願います。

後見人（保佐人、補助人）の候補者について御意見がありますか。

※該当するどちらかに○を記入願います。

	1 特段の意見はない (市長の申立てを受けた家庭裁判所の判断に委ねます)
	2 次のとおり意見があります 意見 ()

その他、市長の申立て等に関し、御意見がありましたら記入願います。

函館市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付申請書

年 月 日

函館市長 あて

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、市長が助成の可否を決定するに当たり、公簿等により本人（被後見人等）およびその世帯員ならびに申請者（申立人）の所得状況等について確認することに同意します。

申請者 (申立人)	住 所							
	ふりがな		本人と の関係	本人・配偶者・親・子 その他（ ）				
	氏 名							
	生年月日							
	電話番号							
本人 (被後見人等)	住 所							
	ふりがな		後見等 の種類	後見・保佐・補助				
	氏 名							
	生年月日							
申請理由 (該当する番号に ○をつける)	・申請者（申立人） ※申立人が親族の場合のみ記載							
	1 生活保護受給者 2 市民税非課税の者 3 その他の理由により申立費用を負担することが困難である者 (理由：)							
	・本人（被後見人等） ※申立人が本人、親族いずれの場合も記載							
	1 生活保護受給者 2 市民税非課税世帯に属する者 3 その他の理由により申立費用を負担することが困難である者 (理由：)							
助成金申請額	円	内 訳	収入印紙	円	郵便切手	円	診断書	円
			鑑定料	円	戸籍謄本等交付・証明手数料			円

○助成金の振込先（申請者名義のものに限ります。）

金融機関・支店名	
口座種別・番号	普通 ・ 当座 番号（ ）
名義人（カタカナ）	

※添付書類については、裏面のチェックリストにより確認してください。
※本人（被後見人等）に同一世帯員がいる場合は、裏面の所定欄に世帯員の氏名を記載してください。

全員に提出していただく書類

- ☐ 後見開始等審判の審判書謄本の写し
- ☐ 審判が確定したことの分かる書類
(登記事項証明書の写し, 家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等)
- ☐ 申立費用が分かる領収書
- ☐ 後見人等が家庭裁判所に初回報告で提出した財産目録の写し

本人（被後見人等）に関する書類 ※全員提出が必要**【①知的障がい者, 精神障がい者の場合】**

- ☐ 知的障がい者, 精神障がい者であることを示す書類

【②生活保護受給者の場合】

- ☐ 生活保護受給証明書

【③市民税非課税世帯に属する者の場合】

- ☐ 世帯全員の住民票
- ☐ 世帯全員の最新年度の所得（課税）証明書

【④その他の理由により申立費用を負担することが困難である場合】

- ☐ 費用負担が困難であることの分かるもの（事前に市へ相談ください。）

【上記①～④の全てに共通】

- ☐ 世帯全員の預貯金通帳の写し

申立を行った親族に関する書類 ※該当する場合のみ提出が必要。**【①生活保護受給者の場合】**

- ☐ 生活保護受給証明書

【②市民税非課税の者の場合】

- ☐ 最新年度の所得（課税）証明書

【③その他の理由により申立費用を負担することが困難である場合】

- ☐ 費用負担が困難であることの分かるもの（事前に市へ相談。）

【上記①～③の全てに共通】

- ☐ 預貯金通帳の写し

※ 同一世帯員がいる場合は, 世帯員の氏名を記載してください。

※その他, 確認を要する事項について, 書類の提出を求めることがあります。

函館市成年後見制度利用支援事業（報酬費用）助成金交付申請書

年 月 日

函館市長 あて

次のとおり、関係書類を添えて申請します。

なお、市長が助成の可否を決定するに当たり、公簿等により申請者（被後見人等）およびその世帯員の所得状況等について確認することに同意します。

申請者 （被後見人等、ただし第19条第2項に該当する場合は後見人等）	住 所			
	ふりがな		後見等の の類型	※後見人等の場合は記載不要 後見・保佐・補助
	氏 名			
	生年月日			
	電話番号			
被後見人等 （第19条第2項に該当する場合のみ記載）	住 所			
	ふりがな		後見等の類型	後見・保佐・補助
	氏 名			
生年月日		死亡年月日		
申請者の 後見人等	住 所			
	ふりがな		申請者 との関係	成年後見人・保佐人・補助人
	氏 名			
	電話番号		職 業	
申請理由 （該当する番号に○をつける）	1 生活保護受給者 2 市民税非課税世帯に属する者 3 その他の理由により後見人等への報酬を負担することが困難である者 （理由： ）			
報酬付与審判日	年 月 日	報酬付与対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
助成金申請額	円			

○助成金の振込先（申請者名義のものに限ります。）

金融機関・支店名			
口座種別・番号	普通 ・ 当座	番号（	）
名義人（カタカナ）			

※添付書類については、裏面のチェックリストにより確認してください。
※被後見人等に同一世帯員がいる場合は、裏面の所定欄に世帯員の氏名を記載してください。
※上記の報酬付与対象期間内における施設入所等の状況（要綱第18条第3項に掲げる施設に限る。）について、裏面の所定欄に記載してください。

全員に提出していただく書類

- ☐ 報酬付与の審判書謄本の写し
- ☐ 報酬付与対象期間に被後見人等就任時を含む場合、後見開始等の審判が確定したことがわかる書類（登記事項証明書の写し、家庭裁判所が発行する審判確定証明書の写し等）
- ☐ 後見人等が報酬付与の申立時に家庭裁判所に提出した財産目録の写し
- ☐ 報酬付与対象期間内における世帯全員の預貯金通帳の写し
- ※家庭裁判所で決定した報酬費用を差し引く前のもの（預貯金 冊 円）

申請者（被後見人等）に関する書類**【第19条第2項による申請の場合】**

- ☐ 死亡が確認できる書類（死亡診断書の写し、住民票除票等）

【知的障がい者、精神障がい者の場合】

- ☐ 知的障がい者、精神障がい者であることを示す書類

【生活保護受給者の場合】

- ☐ 生活保護受給証明書

【市民税非課税世帯に属する者の場合】

- ☐ 世帯全員の住民票、世帯全員の最新年度の所得（課税）証明書

【その他の理由により後見人等への報酬を負担することが困難である場合】

- ☐ 費用負担が困難であることの分かるもの（事前に市へ相談ください。）

※ 同一世帯員がいる場合は、世帯員の氏名を記載してください。

※ 報酬付与対象期間内における施設入所等の状況（要綱第18条第3項に掲げる施設）について記載してください。

入所・入院の期間	施設等の名称
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	
年 月 日～ 年 月 日	

※その他、確認を要する事項について、書類の提出を求めることがあります。

様式第 5 号（第 1 3 条，第 2 0 条関係）

函館市成年後見制度利用支援事業助成金交付（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった助成金について，次のとおり決定したので通知します。

交 付	交付額	円
	振込先	申請時に指定された金融機関の口座に振り込みます。
却 下	(理由)	

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に，函館市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても，処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。